

池田町デジタルサイネージ広告掲載に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、池田町広告掲載要綱に基づき、池田町（以下「町」という。）が作成する池田町デジタルサイネージ（以下「町デジタルサイネージ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集及び掲載)

第2条 広告の募集は、ホームページ・広報などから行うものとする。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定により募集する。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告を掲載する位置及び掲載数は、町デジタルサイネージ上で、町が指定する掲載位置及び掲載数とする。

(広告掲載の順序)

第4条 掲載数に対して複数の広告申し込みがあった場合は、第8条に定める「池田町デジタルサイネージ広告掲載申請書」提出の先着順に、左側より順に掲載する。

(広告の規格)

第5条 広告を掲載するための規格は、次のとおりとする。

大きさ 横700ピクセル 縦160ピクセル

形式 JPEG・PNG・GIFのいずれか

容量 500KB以内

(広告の掲載料及び掲載期間)

第6条 広告掲載料は、6ヶ月を単位とし広告1枠当たり50,000円を前納するものとする。

2 掲載期間は、掲載希望月の1日から6ヶ月間後の月末日とする。

(広告掲載の申請及び広告掲載の決定)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、池田町デジタルサイネージ広告掲載申請書（別紙1）を町に提出しなければならない。

2 町は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、池田町デジタルサイネージ広告掲載決定通知書（別紙2）により、広告主に通知するものとする。

3 広告掲載の決定を受けた広告主は、町が指定した期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告原稿は、広告主の自己の負担により作成するものとし、町が指定した期日までに提出するものとする。

- 2 町は、提出のあった広告原稿が適当でないと判断した場合は、広告主に対し広告原稿やコンテンツ内容等の変更を求めるものとする。

(広告掲載の変更・継続・廃止)

第9条 広告主は、6ヶ月を単位として、広告内容等の変更及び掲載の廃止を行う場合は、池田町デジタルサイネージ広告掲載（変更・継続・廃止）申請書（別紙3）を提出しなければならない。

- 2 町は、前項の規定による申請を受けて、これを認めた時に、掲載した広告掲載の変更・継続・廃止するものとする。なお、広告掲載を継続する時は、町が指定する期日までに広告掲載料を納付すること。また廃止する場合の残りの広告掲載料に関しては、返還しないものとする。
- 3 広告主から、6ヶ月間の末日迄に継続又は廃止申請がない場合は、広告掲載を廃止するものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第10条 町は、次のいずれかに該当する場合には、広告掲載の決定取り消し及び掲載中の広告を、削除若しくは一定期間を中止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告原稿又はコンテンツ内容等変更の求めに応じなかった場合

- 2 町は、前項の規定により広告を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一定期間を中止した場合において、広告主が損害をうけることがあっても、その賠償の責めをおわないものとする。また、既納の広告掲載料は、返還しないこととする。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載の決定後又は開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を返還する。

- 2 前条に定めるもののほか、広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載できなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数の応じ、広告掲載料を返還する。
- 3 広告掲載期間中、次の掲げる理由により町デジタルサイネージを一時停止（連続して30日以上の場合は除く）した場合の広告掲載料は返還しないものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第12条 広告及び広告主が指定した内容その他広告掲載に関するすべての内容について、
広告主が一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をおこなってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者の損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において責任を負うものとする。
- 4 広告主は、第8条第2項の規定により決定を受けた町デジタルサイネージの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(所管)

第13条 この取扱基準を所管する課は、池田温泉とする。

附 則

この基準は、平成30年8月27日から施行する。